

令和 8 年 2 月 2 7 日  
農政 部 農 村 振 興 課

令和 8 年 3 月 から適用する農業農村整備事業設計労務単価の運用に係る特例措置について

下記のとおり令和 8 年 3 月 1 日以降適用する農業農村整備事業設計労務単価についての運用に係る特例措置を定めたので以降適用する農業農村整備事業設計労務単価についての運用に係る特例措置を下記のとおり定めました。

## 記

### 1 建設工事における取扱い

#### (1) 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、(2)に該当する工事の受注者は、イの契約条項に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができることとする。

イ 工事請負契約書第 6 7 条及びこれに準じるもの

#### (2) 具体的な取扱い

下記のとおり令和 8 年 3 月 1 日以降適用する農業農村整備事業設計労務単価についての運用に係る特例措置を定めたので以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して設計価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更できるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格に相当する価格

$k$ ：当初契約時点の落札率

#### (3) その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。

### 2 建設関連業務等における取扱い

#### (1) 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、(2)に該当する建設関連業務等の受注者は、イの契約条項に基づく業務委託料の変更の協議を請求することができることとする。

イ 設計業務等委託契約書第 6 2 条及びこれに準ずるもの

#### (2) 具体的な取扱い

下記のとおり令和 8 年 3 月 1 日以降適用する農業農村整備事業設計労務単価についての運用に係る特例措置を定めたので以降に契約を締結する建設関連業務等のうち、旧労務単価を適用して設計価格を積算しているものについては、次の方式により算出された業務委託料に

契約を変更できるものとする。

なお、3月公告予定案件で2月28日以前の単価において既に積算を終えているものについては、特記仕様書の追加資料として別添資料の添付を行い、契約締結後において受注者と協議の上、変更で対応する。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格に相当する価格

$k$ ：当初契約時点の落札率

### (3) その他

落札者決定通知後の業務にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。